

平成 23 年 6 月 23 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要事項、緊急的な対応を必要とする課題について審議する必要があるため、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者 唐木 英明（会長代理）
- 2 委員会名
大学教育の分野別質保証推進委員会
- 3 設置期間 平成 23 年 6 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 課題の内容

(1) 課題の概要

文部科学省高等教育局長からの審議依頼を受けて平成 20 年 6 月 26 日に発足した「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」は、平成 22 年 7 月 22 日に「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、8 月 17 日に文部科学省高等教育局長に対して手交した。

その後同委員会では、上記回答を踏まえて各分野別の教育課程編成上の参照基準の策定を進めるべく、同年 11 月 25 日に「言語・文学の参照基準検討分科会」並びに「法学分野の参照基準検討分科会」を設置し、具体的な参照基準の策定に向けた審議を開始するとともに、他の分野における参照基準の策定にも順次着手していくこととした。加えて、分野別質保証に関連する問題として文部科学省から審議が期待されている、学位に付記する専攻分野の名称の在り方に関わる問題についても検討を行うべく、同年 10 月 4 日に「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」を設置し審議を開始した。

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会は、本年 6 月 25 日を以て、学術会議の内規に定める課題別委員会の設置期限である 3 年間の期間の終了を迎えることとなるが、今後もその活動を継承し、大学教育の分野別質保証に関わる取り組み

を推進するため、新たな課題別委員会として「大学教育の分野別質保証推進委員会」を設置することを提案する。

(2) 審議の必要性と達成すべき結果

(1)に記した通り、6月25日に設置期限が終了する「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を継承して審議を続ける必要があるが、審議すべき具体的な課題は以下の通りである。

① 分野別の教育課程編成上の参照基準の策定

現在既に審議が開始されている言語・文学並びに法学の2分野に加えて、他の分野においても順次着手し参照基準を策定する。

② 学位に付記する専攻分野の名称の在り方についての検討

平成3年の学位制度の見直し以来、学士の学位に付記する専攻分野の名称の著しい多様化が進行している状況に鑑み、その在り方について検討を行い、基本的な考え方や講ずべき措置等について提言を行う。

③ その他分野別の質保証の推進のために必要な取組み

参照基準についての理解を促すためのシンポジウムの開催など、大学教育の分野別質保証を推進するために必要な取組みを行う。

(3) 日本学術会議が過去（又は現在）行った関連する報告等の有無

関連する報告は多数ある（別表参照）。本件設置提案は、「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」が平成22年7月22日に取りまとめた「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を受けて、そこで提唱された分野別の教育課程編成上の参照基準の策定等に取り組むことを目的とするものである。

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無
（中央教育審議会答申等）

※「教育振興基本計画について ～「教育立国」の実現に向けて～（答申）」（平成20年4月18日 中央教育審議会）

※「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成20年12月24日 中央教育審議会大学分科会制度・教育部会）

(5) 各府省等からの審議要請の有無

本件設置提案によってその審議課題を継承する「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」は、平成20年6月3日に、文部科学省高等教育局長から日本学術会議会長宛に出された「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」と題する審議依頼を踏まえて設置された。

5 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

本件設置提案によってその審議課題を継承する「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」の委員を継承することとしたい。なお、第 22 期の会員・連携会員が任命された時点で委員の見直しを行う予定。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

各部会員 2～3 名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計 30 名以内。

(個別の参照基準の策定に関しては分野ごとに分科会を設置して審議を行う。学位に付記する専攻分野の名称の在り方の検討についても同様であり、その他必要に応じて分科会を設置する。)

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

分野別の教育課程編成上の参照基準については、1 つの分野の検討に概ね 1 年程度の期間をかけて審議を行い、約 3 年の設置期限の間に合計 30 程度の分野を取り上げて参照基準の策定を行うことを予定している。

6 その他課題に関する参考情報

特になし。

別表

日本学術会議が過去（又は現在）行った関連する報告(18期以降（2000年7月22日以降）)

発表年月日	種別	名称
2001年5月14日	報告	法学部の将来－法科大学院設置に関連して－
2002年4月4日	報告	21世紀の高等教育が直面する課題－教育のグローバル化への対応－
2003年4月22日	報告	地盤環境工学の新たな展開－次世代を担う人材育成に向けて－
2003年7月15日	報告	「21世紀半ばを目指す教育体系の再構築」
2005年4月2日	声明	日本の科学技術政策の要諦
2005年7月21日	報告	法科大学院の創設と法学教育・研究の将来像
2005年7月21日	報告	横断型基幹科学技術としての制御学の役割－「知の統合」を目指す研究・教育の促進に向けて－
2005年8月30日	報告	リサイクル工学発展の展望と大学教育の論点
2008年4月7日	報告	農学教育のあり方
2008年4月7日	報告	学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて
2010年4月5日	提言	日本の展望 学術からの提言 2010
2010年7月22日	回答	大学教育の分野別質保証の在り方について

会長コメント

発表年月日	名称
2005年4月2日	「日本の科学技術政策の要諦」について